

平成30年度 第2回岡山県環境審議会政策部会 議事概要

(開催要領)

1 開催日時：平成31年2月14日(木) 10:00～11:30

2 場 所：岡山県立図書館 2階「サークル活動室」

3 出席者：

○委員(五十音順、敬称略)

赤井藤子、岡本輝代志、勝山博信、河原長美、高橋正徳、永富真理、藤木茂彦／計7名
(欠席3名)

○事務局(県)

環境文化部次長、環境企画課長、新エネルギー・温暖化対策室長、中山間・地域振興課副参事、治山課参事、防災砂防課副参事、事務局職員

議 題	1 太陽光発電施設の設置に係る新条例の制定について 2 太陽光発電施設に係る環境影響評価について
会議資料	別添資料のとおり
議事概要 —委員意見— 委員 新エネルギー・温暖化対策室長 委員 新エネルギー・温暖化対策室長 委員 新エネルギー・温暖化対策室長	<p>【議題1】 太陽光発電施設の設置に係る新条例の制定について (新エネルギー・温暖化対策室長が資料に基づき説明)。</p> <p>条例制定の背景にある県民の不安の声とはどのようなものがあるのか。</p> <p>土砂災害のおそれがあるのではないかということ。県外の事例ではあるが、姫路市で太陽光パネルが大きく崩れ落ちている写真が報道されたり、神戸市で新幹線の線路に崩れかけた事例もある。</p> <p>太陽光発電事業終了後のことについてはどうか。</p> <p>今回の条例は、土砂災害を念頭に、設置禁止・設置に適さない区域を定めている。事業終了後の措置や稼働している間のことは、条例案の概要の「設置者の責務」の項目に「県が定める事項」として記載している。</p> <p>太陽光発電施設は期間限定なのか。</p> <p>電力を一定の価格で電力会社が買い取る固定価格買取制度での買取期間が、住宅用は10年間、非住宅用は20年間である。その期間が終わっても、自家消費や電力会社と個別の売電契約などで使用できるので、太陽光発電施設そのものに期限があるわけではない。</p>

<p>委員</p>	<p>この条例の対象施設の規模はどのくらいの面積か。</p>
<p>新エネルギー・ 温暖化対策室長</p>	<p>「設置者の責務」や許可要件に規模は関係ないが、届出については 50kW 以上の施設が対象となる。また、建築物に設置される太陽光発電については対象外となる。</p>
<p>委員</p>	<p>50kW とは、太陽光パネルだとどのくらいの面積か。</p>
<p>新エネルギー・ 温暖化対策室長</p>	<p>約 1,000 m²である。住宅の屋根の上にある太陽光発電が約 4～6kW である。</p>
<p>委員</p>	<p>最近、太陽光発電の規模が大きくなっているように感じる。今回の条例が規模の大小に関わらずというのはひっかかる。検討していただきたい。</p>
<p>委員</p>	<p>岡山は洪水に弱い地域であり、ゲリラ豪雨等のため支川で氾濫が起こりやすい。土砂災害だけに焦点が当てられているが、氾濫等に対してどうか。</p>
<p>次長</p>	<p>1 ha 以上の土地の開発については、今までも森林法や県土保全条例で規制があった。今回の条例は、災害による土砂災害等で心配の声があったため、特に設置しない方がいいエリアについて定めるものである。新条例だけでなく、関係法令での規制等を含め、全体で太陽光発電施設の設置が安全に進むようにしていきたい。</p>
<p>委員</p>	<p>太陽光発電施設は、土砂災害、景観、反射光等だけでなく、施設の転売により最終的に責任者がわからなくなるという問題もある。このような問題にどこが対応してくれるのかという周辺住民の不安もあるのではないか。</p>
<p>新エネルギー・ 温暖化対策室長</p>	<p>財産権のこともあり、手続きをクリアした太陽光発電施設の設置を止めるのは難しい。県の条例の他、国でも太陽光発電施設設置に関するガイドラインを作成しており、地域住民との適切なコミュニケーションの実施について事業者伝えていきたい。</p>
<p>委員</p>	<p>国・県・市町村とそれぞれ規制を進めているが、この条例はどのような位置づけになるのか。</p>
<p>新エネルギー・ 温暖化対策室長</p>	<p>県内には独自の条例を作っている市町村がいくつかある。それぞれの条例は、目的や必要な手続きが違うため、どちらの条例にも対応していただく必要がある。</p>

委員	<p>住居専用地域に法面や100坪程のスペースがある。こういった場所に太陽光発電施設を作ると反射光の問題等が起こる。用途地域との関係についてどうなっているのか、災害以外の部分についてもカバーできているのか心配だ。</p>
委員	<p>既に存在している太陽光発電施設についてはどうなるのか。</p>
新エネルギー・ 温暖化対策室長	<p>条例の施行までに着工、設置されているものは許可申請・届出をさせていただく必要はないが、設置者の責務として県が定める事項に記載されていることについては守っていただくこととなる。</p>
委員	<p>設置禁止区域に例外的に設置する場合とはどのような場合か。</p>
新エネルギー・ 温暖化対策室長	<p>災害が発生している、発生のおそれが高い、県民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある等の理由で、設置禁止、設置に適さない区域としているものであるが、こうした要件をなんらかの形でクリアする場合に例外的に許可をするもの。詳細についてはこれから検討する。</p>
委員	<p>設置禁止区域は、例外なく禁止する方がいいのではないかと。</p>
新エネルギー・ 温暖化対策室長	<p>財産権等のこともあり、全てを禁止するのは難しい。</p>
委員	<p>設置禁止区域を許可制、設置に適さない区域を届出制とすることは考え方としてあり得る。許可の要件等はもう少し具体的な内容を決める段階にならないとわからないと思う。</p> <p>届出の受理を行った施設へ立入調査ができるとあるが、この「受理」とはどのような性格のものを考えているか。</p>
新エネルギー・ 温暖化対策室長	<p>事業者から届出書の提出があり、様式に必要な事項が書いてあることをもって受理するものである。</p>
委員	<p>売電価格の下落や固定価格買取制度期間の終了等によって、太陽光発電の普及がトーンダウンしているのではないかとという声がある。行政としては、今後どのように普及させていくのか。また現在、家庭用・事業用全体でどのくらい普及が進んでいるのか。</p>

<p>新エネルギー・ 温暖化対策室長</p>	<p>県も様々な普及活動を行っているが、今回の条例により、県民の方の不安を取り除いた上で、さらに推進したいと考えている。事業者にも規制という形ではなく、安全な導入の促進という形で周知を図りたい。</p> <p>岡山県は、「おかやま新エネルギービジョン」の中で、新エネルギー由来の発電量の県内総電力使用に占める割合を、平成 32 年度までに 21.1%まで引き上げようと取組を進めている。平成 29 年度時点で、8.5%まで進んでいる。岡山県には水力、風力発電は少ないので、太陽光発電で目標を達成していこうと取組を進めている。</p> <p>平成 30 年 9 月末現在で、固定価格買取制度の認定を受けている県内の太陽光発電施設は 83,617 件、その内一般的に住宅用といわれている発電出力 10kW 未満のものが 59,751 件、10kW 以上が 23,866 件ある。この内、50kW 以上のものは 801 件で、メガソーラーと言われる 1MW 以上のものが 218 件ある。</p>
<p>委員</p>	<p>新エネルギー由来の発電量の県内総電力使用に占める割合を 21.1%にすると太陽光発電のパネルの面積はどうなるのか。</p>
<p>委員</p>	<p>新エネルギー由来の発電量の県内総電力使用に占める割合と同じ比率であれば 2~3 倍になる。ただ、技術の進歩等により同じ面積当たりの発電量も増えるので 2 倍くらいの面積になるのではないか。</p>
<p>新エネルギー・ 温暖化対策室長</p>	<p>面積については把握していない。kWh でいうと平成 29 年度の発電電力の約 3 倍が 21%となる</p>
<p>委員</p>	<p>太陽光発電を住宅の屋根の上に作るのはいいが、畑や山を潰して作ることに反対。この条例は住宅用の太陽光を除外しているが、理由があるのか。</p>
<p>新エネルギー・ 温暖化対策室長</p>	<p>建築物に設置する際は、個人の場合は建築基準法の確認申請の際に電気設備として確認されることとなる。</p>
<p>委員</p>	<p>後から太陽光発電を設置した場合は、建築時に想定した耐荷重では足りなくなってしまうのではないか。</p>
<p>新エネルギー・ 温暖化対策室長</p>	<p>今回の条例では、災害等で太陽光施設が壊れて、太陽光パネルが損壊・流出することにより、そこから派生して県民に被害が及ぶことを想定している。現段階の整理としては、住宅の屋根の上に置く太陽光発電は、建築基準法内で確認しているということになる。</p>
<p>委員</p>	<p>工作物としての太陽光発電施設はどうか。</p>

<p>新エネルギー・ 温暖化対策室長</p>	<p>条例の対象となる。太陽光発電施設のみを設置の場合は、確認申請の対象とならない</p>
<p>委員</p>	<p>太陽光発電の規制に関して、国の動きはどうなっているのか。</p>
<p>新エネルギー・ 温暖化対策室長</p>	<p>国が行っているのは固定価格買取制度の認定のみ。国に太陽光発電施設の規制に特化した法令はない。</p>
<p>委員</p>	<p>国の補助金は関係しないのか。</p>
<p>環境企画課長</p>	<p>太陽光に関する補助金は、革新的な技術や地域のエネルギーを総合的に自給自足する等付加価値の高い施策しか対象になっていない。</p>
<p>委員</p>	<p>太陽光パネル等の廃棄物問題は見通しがいいように見えるが、国は検討等を行っているのか。</p>
<p>新エネルギー・ 温暖化対策室長</p>	<p>国の固定価格買取期間終了後も、しばらくは発電が継続すると思うが、いずれ大量の廃棄物となることが予想される。</p>
<p>委員</p>	<p>国の認定にあたって、事業者は廃棄費用を積み立てることとなっている。最初は資本比の5%を積み立てることとなっていたが、昨年10月からは毎年どれだけ積み立てているかを報告してもらうようになっている。</p>
<p>委員</p>	<p>廃棄物処理の技術的な対応はどうか。</p>
<p>環境企画課長</p>	<p>廃棄物の処理で一番難しいのは、パネルの密着しているガラスと発電体を分離し、処分すること。現時点では、廃棄物処分場で埋立処理をしている。過去に作ったパネル等には、どんな有害物質が含まれているかわからない場合もある。そのため、国のガイドラインでは、有害物質に対応した施設で処分するようになっている。将来的にはリサイクル技術が普及し、埋立処分は減るのではないか。</p>
<p>新エネルギー・ 温暖化対策室長</p>	<p>昨年度末から、国のホームページにリサイクル可能な業者が紹介されているが、全国にまだ数社しかない。</p>
<p>委員</p>	<p>事業者が、「設置者の責務」の「県が定める事項」を守らない場合はどうするのか。</p>

<p>新エネルギー・ 温暖化対策室長</p>	<p>許可・届出の際に、「県が定める事項」にどのように対応するのか記載を求める予定。明らかに記載内容と相違があれば助言をしていくが、あくまで努力義務である。</p> <p>太陽光発電の安全・安心に配慮した導入の促進を目的とした条例のため、罰則規定は考えていない。違反事例に関しては、指導を行う。また、固定価格買取制度の認定を受けている事業者については、国への通報制度もあり、通報されると国が事実を確認し、認定の取り消しとなる場合もある。</p>
<p>委員</p>	<p>「県が定める事項」は努力義務ということは、設置者が守るという担保が何もない。立入調査もないのであれば問題が起きたときに何もできないが、それでいいのか。</p>
<p>環境企画課長</p>	<p>条例を作ればすべて禁止できるものではないということを改めて御理解いただきたい。憲法が保障する財産権があり、また、条例は法律に違反しない範囲内でのみ規制できる。</p>
<p>委員</p>	<p>調停者が必要ではないのか。</p>
<p>環境企画課長</p>	<p>公害など明らかな被害が生じている場合は公害調停という制度があるが、景観上気に入らないというような場合の規制は非常に難しい。</p> <p>山の中を切り開いて、太陽光発電施設を作るような事例に対し、これまで県も森林法や県土保全条例により、法令の範囲内で、一定の規制をかけてきた。それに加え、法律の範囲内でどのようなことができるのか考えた上で、まずは県民の安全・安心のために、より危険な場所への設置を規制しようと今回の条例を策定することとなった。</p>
<p>委員</p>	<p>新条例のパブリックコメントが 10 数件というのは少ない。不安の声が寄せられている割には広報等ができていないのではないかと。他の県では 150 件ぐらいが公表されている。</p>
<p>新エネルギー・ 温暖化対策室長</p>	<p>現在、パブリックコメントとして受け取っているのは 10 数件だが、電話等では御意見を多数頂いているので、書面で提出していただくようお願いしている。先日新聞でも記事になったので、これから、少しずつ増えるのではないかと思う。</p>
<p>委員</p>	<p>今後、条例として形を整えたものを審議会で審議する予定はあるのか。</p>
<p>環境企画課長</p>	<p>現時点では決まっていない。条例制定までの時間がかかなり厳しいので、情報提供は行うが、こうした会議を開催できるかはわからない。</p>

<p>委員</p>	<p>公益として調整するのが街づくりであれば、街づくりの人が引っかけやすいフックを条例にも入れておかなければならない。何も書いてないのと一緒では意味がない。</p>
<p>環境企画課長</p>	<p>「県が定める事項」として景観に関する努力義務があるので、そういった部分をきっかけとすることはできる。</p>
<p>委員</p>	<p>許可の取消は考えているのか。許可の取消がないと、一度許可したら事業者がずっと事業を続けられるのではないか。</p>
<p>新エネルギー・ 温暖化対策室長</p>	<p>許可に違反する場合は指導・監督を行い、それでも従わない場合には勧告・公表を行うことなどを検討している。国の方も最終的には固定価格買取制度の認定の取消ができることとなっている。</p>
<p>委員</p>	<p>取消がないのであれば、設置禁止区域に例外的に設置を認める要件を厳しくすべきである。</p>
<p>新エネルギー・ 温暖化対策室長</p>	<p>案としては勧告処分とすることを検討しているが、取消についても検討を行っている。</p> <p>設置基準ということであれば、砂防関係の法令の中にも守るべき基準がある。また、電気事業法の関係で、斜面への工作物の設置について、更なる基準の検討が国で行われている。県土保全条例についても技術基準の見直しを検討している。こうした関係する基準を総合的に勘案して対応していく。</p>
<p>議事概要</p>	<p>【議題2】 太陽光発電施設に係る環境影響評価について (環境企画課審査・調整班総括参事が資料に基づき説明)</p>
<p>—委員意見— 委員</p>	<p>県の方で独自の取組を行う予定はあるのか。</p>
<p>環境企画課長</p>	<p>その方向で検討中であるが、現時点では具体的に決まっていない。これまでの例で、面積要件では国の第一種の半分ほどにしているケース、第二種と同様の規模とするケースがある。</p>
<p>委員</p>	<p>国の政令改正は 2019 年夏となっているが、県のアセス条例等の改正時期はどうなるのか。</p>

環境企画課長	<p>国の内容を踏まえて改正を行う必要があるため、国の動きを見ながら行っていきたい。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
--------	---